

後援費は、四十一年度P・T・A予算をみますと全部
で百六十一万円を組んでおり、これは本年度特に多いと
いうことはございませんで、四十年度も百四十三万円、
三十九年度が百三十一万円、大体児童増等を考慮さ
して学校後援費を組んでおるようござります。こ
れもご指摘のとおり、できるだけ少なくすること、理想
をござります。しかしいろいろ教育の内容、事業の内容
等を向上させるということ、P・T・Aからこういった
負担をいばいておるのござります。厚く感謝申し
あげ、次第をござります。将来的にはたんだんなくな
るのが理想であるということ、かいてあると思います。
それから交通教育の件をござります。現在各学
校におきましてはもちろん、交通教育は正科には入

っております。警察署の交通係長さん等を年々
何回か呼んで交通教育を受けるとか、あるいは廊下に
線を引いて必ずその線を越えないで廊下をゆきかう
ということをやっております。この問題は全国的な
問題でござります。現在中央教育課程審議会、こ
れは文部大臣の諮問機関でござります。そこで大きく取
りあがられており、どうしても義務教育が終るまで
に、それから近代人としては簡単な法規を覚えさせ
ていかねばならないということ、結論づけられて
おります。現在小学校教育の教育過程においては四十
三年から、中学校においては四十四年から改正が目さ
れておるのござります。あつと交通教育は正
科の中に入れ、教えること、うになると思ひます。文部

省においても交通教育を全国的に取りあげたいとい
うことから交通読本を作っておる段階でありまして
郡では教員で組織してゐる教育研究会というのがある
ものですか。福生、羽村、瑞穂、秋多が中心となつて、他
で使用しております教育読本等を取りさせまして、な
人とか本格的な交通教育をやろうということですね。今せつか
く研究中でござります。いすかにいたしまして近年の
うちには交通教育は現代人が知っておかなければなら
ない一つの學問になると思ひます。最後に用務員、
敬言備員、あるいは縁のおぼさんの件についてご考慮
ご心配をいたしまして誠にありがとうございます。
縁のおぼさんについては町長からご答弁がありましたか
財政的な問題で、例えば十回市長におきましては反対

レてゐる状態にござります。

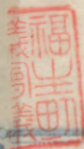
財政措置さえはつきりす

れば町の職員になることは可能にござりますか、詳細
に検討してみますと縁のおぼさんも勤務時間が一日
五時間、一般職員は八時間であるので、これらとどう
するかという点も大きな問題となり、もう一つは財政
措置の問題だと思ひます。二十五区におきましては八時
間と五時間の差、三時間は雑務をやらせてゐるという
ことと正規職員になりまして、市町村におきましては
財政措置で難航してゐるわけでありまして。

一九番(大野行夫君)

ただいまの町長並びに教育長の答弁で

かりましたか、台風の被害については町民の福祉を考慮
この援助にござりまして、ただいまの答弁を聞きまして
抜本的な対策を進めてゐるということですか、十分に研



究さへ、一日も早くその体制かとれるようにしていただく
たいと思っております。用務員の件もござりますか。勤務時
間という点もありますか。やはり学校関係に従事し
てゐる縁のおはさんであり、学校と平行して雑務をやつて
いけば十分時間もとれるわけだ、その点は賄填と切りは
なしてあげば一つの線が出来るものと思つます。他町村
とのつりあひとかいわれるが、他町村や都はどうかろうと
そう考えた考えは古いものであり、あくまでも福生町の実
情、あるいは現況に依りた町政をとつていかねば何
もならないと思つます。この点は理事者並ひに関係
者も十分理解をもつた町政をやつていただくたいと思ひ
ます。又P.T.Aの会費につきましても、教育長が
いつたように父兄と先生の団体であり、その教育の施設



にもきりかはないといつても、やはり百数十万円を使つてある
ことはそれだけ不足しているといふことであり、その分
だけ教育予算としてはずり組めば先生方も認識が
高まると思つます。今までの程度やむをえないのは
はないかという考えがあり、やはり教育長というのは教育
機関の關係に対する指導をするのが役目だと思ひます。
その教育長が黙認してゐるようでは満足な教育はでき
ないわけだ、もっと教育長としての権限、威厳をもつてや
つていただくたいと思つます。それから給食センターの
件についても、あくまでも財政を考へるのにはなくして、
伝染病が発生してから財政を考へてもはいさしな
いわけであつて、やめざるを得ないものあり、あれだけの施設
を造れば便所が必要であることは明らかになつてすか

らこれは早急に実現していただくと思います。

教育委員の問題については私が指摘したように、全町から選出という点については理事者から明確な答弁がなかったが、今度はそういう点からも考えていただくべきだと思います。以上の点をお願ひしていただき、一般質問を終ります。

一議長(中西虎蔵君)

これにて一般質問を終結いたします。

一議長(中西虎蔵君)

日程第四福生町自治会館条例の一部を改正する条例 議案第六〇号を議題に供します。事務局として議案の朗読をいただきます。

(野崎議長係長朗読) 省略

一議長(中西虎蔵君)

理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役森田幸造君登壇)

一助役(森田幸造君) お許しをいただきまして議案第六〇号につきまして説明を申しあげたいと存じます。

本館は従来の会館の使用料がある時間体を通じて一括のつてありまして、時間体の途中から自治会館を使用したりといった場合に、非常に割高となり、利用者にとって不便等をおかけいたしてありましたことが多くございまして、この点、時間体としては従来と同じでございまして、一時間についての料金を定めてその適正化を期したいと考えております。なお特に電気、水道等を使用する場合の使用料は特に多く徴収されるというような点についてもございまして、この点につきましては規定使用料の一割増とするというふうに改めまして、極力合

理化をはかりました次第でございます。本条例が施行される場合に、従来の扱いと異なった扱いになりますのである。実際問題として一月を経過した日から施行するということにいたしました。その理乱を防ぐために附則でうたつた次第でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

一、議長（中西虎蔵君）　これより質疑を行います。

一、五番（大沼秀伍君）　たいまの説明が大体了とするもので、すかとかく公民館、あるいは自治会館等、全国的なものの公費的に使用する場合、問題が起きてくるようである。参考までにお聞きしたい。過般、村田英雄、三ヨ、の実際をいまして、そういうものの収入はどの位であったのか、私が心配いたします。それは、そういうことか、良い



意味で利益になり、又こういう興業をやることによつて町にくることは賛成するわけでございますが、全国的にみられるような暴力団等の使用がなされないような規制措置を講ずる必要があるかどうか、そうした点をお伺いすると同時に、先般の興業についての位の利益があらったかお聞きしたいと思っております。

一、総務課長（町田信二君）　興業関係についてはわかりませんが、

会館の使用料については千割増として二万八千円の使用料を町でいただいております。又暴力団等の件でございますが、私も調査いたしました関係では警察でも一応整備にあつていただくことになっておりまして、実際、当日警察が警備にあつておりましたので一応支障はないというところでござりました。

一、五番（大沼喬伍君）　　そうレた点は十分関係者と話し合つて

やつていたべきだと思います。

一、議長（中西虎蔵君）　　これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案第六〇号は総務委員会に

付託し詳細な審議を願ふことといたしたつと思ひますか

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一、議長（中西虎蔵君）　　ご異議なしと認めさよう決定いたしましたし

ば。なお委員会審査報告は本会期中にお願ひいたし

ます。

一、議長（中西虎蔵君）　　ここを十分間休憩いたします。

午前十時　五分休憩

午前十時三十分開議

一、議長（中西虎蔵君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一、議長（中西虎蔵君）　　日程第五福生町職員の旅費に関する条

例の一部を改正する条例議案第六十一号を議題に供し

ます。事務局として議案の朗読をいたさせます。

（野崎議事係長朗読）省略

一、議長（中西虎蔵君）　　理事者から提案理由の説明を求めます。

（助役森田幸造君登壇）

一、助役（森田幸造君）　　お許しをいたしまして議案第六十一号

につきまして説明申し上げます。本議案は調査室

等が新設いたしました。従来ありませんでした主査、主任

というような職を設けましたものでござりますので、福

生町条例第四十号の一部を改正いたしました。四月一日に

さかのぼって適用いたしたいと思ひまして本案をご提出

申しあげた次第でございます。よろしくご審議のほど
お願いいたします。

一議長(中西虎蔵君) エハより質疑を行います。

(異議なしと呼称あり)

一議長(中西虎蔵君) エハに質疑を総括いたします。

おはかりいたします。議案第百五号は総務委員会に
付託し、詳細に審議を願うことといたされたいと申しま
す。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼称あり)

一議長(中西虎蔵君) ご異議なしと認めさよう決定いたし
ました。なお委員会、審査報告は本会期にお願
いいたします。

一議長(中西虎蔵君) 日程第六福生町職員定数条例の一部

福生町議会

を改正する条例議案第百五号を議題に供します。
事務局として議案の朗読をいたさせます。

(野崎議事係長朗読)省略

一議長(中西虎蔵君) 理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役木村幸造君登壇)

一助役(木村幸造君) お許しをいただきます。議案第百五号
について説明申しあげたいと存じます。ご案内のと

おり選挙管理委員会におきましては、永久選挙人名
簿の作成というふうな新しい仕事が必要として、その
事務量も非常に増加いたしますので、事務局職員を
増員いたしたため、この条例を改正いたされたいと存じ
ます。提案申しあげた次第でございます。すなわち町
長、部局の職員を二名減しまして、選挙管理委員会

事務局の職員を三人といたしまして、事務量の増加
へともなう要望に、こたえたいと思えましてご提案申
しあげ次第でございます。選挙管理委員会の
職員を含めての町長の補助職員等の総数について
は変りございませんので、融通してこの仕事をやっ
て参りたいと思えまして本条例をご提案申しあ
げ次第でございます。よろしくご審議のほどお願い
いたします。

一議長（中西虎蔵君）　これより質疑を行います。

一五番（大沼秀伍君）　大抵の町の説明に参りますと選挙
管理委員会の事務増による増員ということであり
ますか。今まで一つの課に三人ということとは相当大
中に事務量が増えたとお思いになるのでしょうか。

福生町議会

又今朝の町長の報告に参りますと、前産業課長の
田村課長が選挙管理委員会にいくという説明です。

この書記三名は同様の職員にらんくされるものか、あ
るいは独自に、誰かが書記的の事務裁量をする点があ
るのか、その点の説明を願うと同時に、何か人のため
にまた条例改正をするというような疑問もあるのですか
らうという点、納得のいく説明を願いたいと思ひます。

一町長（石川常太郎君）　自席からお話しを願います。

実は私が役場に参りましたから大抵に選挙管理
委員会から職員の増員の方の要望がございまして、そ
の後、何回の増員の要望があったわけでございます。そ
のような状態をございまして、執行は大抵参ります一
人を命じ、一人を手伝いとして職員をおして、その後非常

に事務量が少なくなりましたので、パート・タイマーを二人
ふやしてやって参ったわけでございます。永久選挙
人名簿が完成すれば楽になると思っております。
か、それが逆でございます。今度の永久選挙人
名簿になりましても、日々の整理が今より大
変だということ。町村会においても、神公式から都
の選挙にも「神式」に手がかかる人とかしてくわい
ということを申しあげておたわけです。いざい
はい、申しても事務量が非常にふえたというこ
とでございます。ただ、お話し申しあげましたよ
うに、選挙に任命されている職員は一人でございます
して、あとは手伝いとか、パートで間にあわせてござ
るわけでありまして、非常に重要な役割でございます。

のふこの際、一人増員して三人にしようと思つたわけ
で、今後人口も増加し、事務量がふえ、また増員しなけ
ばならないというところかとおもひまして三人とした
わけですが、町の事務との関連によりまして、是神
選挙管理委員会の執行をさせていたべきだと考え
たわけでございます。今後町発展にもない人口も
ふえて参りますので、今より総務課長の兼任を
おこなう書記長を、選挙管理委員会からこのう
ち一人を任命していただくと思つております。
他には変りありません。

一議長（中西虎蔵君）　これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。議案第百五号は、総務委員
会に付託し、詳細な審議を願うことについて、たいと

思ひます。か、これに「異議ありませんか」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

一議長（中西虎蔵君）　「異議なし」と認めさう決定いたして
した。なお委員会が審査報告は本会期中にお願
いいたします。

一議長（中西虎蔵君）　おはかりいたします。日程第七及び
日程第八については関連があります。一括議題に
供したいと思ひます。これに「異議ありませんか」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

一議長（中西虎蔵君）　「異議なし」と認めさう決定いたし
ます。

一議長（中西虎蔵君）　日程第七職員団体の交渉に関する
条例を廃止する条例議案第六十三号。日程第八

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条
例議案第七十四号を一括議題に供します。事務局を
して議案の朗読をいたさせます。

（野崎議事係長朗読）　省略

一議長（中西虎蔵君）　理事者から提案理由の説明を求めます。

（助役森田幸造君登壇）

一助役（森田幸造君）　お許しをいただきまして議案第六十

七号及び八号につきまして説明申し上げたいと
存じます。議案第六十号及び八号は、これは

職員団体の交渉に関する条例を廃止しようとし
るものでございます。今般、地方公務員法が改正さ
れ、これに基づきまして交渉事項が法律で規定さ
れることになりました。このため本条例を改正したいと考